

令和7年第2回砂川市議会臨時会

令和7年4月11日（金曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第 2号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
辻 勲議員
伊藤 俊喜議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月11日
至 4月11日 1日間
- 日程第 3 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第 2号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（13名）

議長 多比良 和 伸 君
議員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	三 橋 真 樹
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	畠 山 秀 樹
経 済 部 長	野 田 勉
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
病 院 事 務 局 審 議 監	倉 島 久 徳
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	安 武 学
税 務 課 長	齊 藤 史 憲

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	下 道 く み こ
-------------	-----------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三 橋 真 樹
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	安	武	浩	美
事	務	局	次	長	越	智	朱
事	務	局	係	長	野	荒	邦
事	務	局	係	長	佐	々	木
						健	児

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから令和7年第2回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び伊藤俊喜議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月11日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第3号 財産の取得について

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 （登壇） 議案第3号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由は、耐用年数到来によるGIGAスクール情報端末機器の更新のため、情報端末機器を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

このことについて若干説明を加えさせていただきますが、国が進めるGIGAスクール構想により小学校及び中学校において令和2年度に導入した1人1台端末は学校現場で利活用が進んでおりますが、耐用年数を迎えたことから、全国的に買換えが必要な時期となっており、北海道教育委員会と道内の市町村教育委員会はICTによる学校教育の充実、発展とGIGAスクール構想のさらなる推進への連携及び協働のため、道内170を超え

る市町村の参加により北海道が共同調達会議を組織し、全道一括で端末を調達するものであり、本市においては小学校分530台、中学校分310台、合計840台の端末を更新するものであります。今般北海道において調達先事業者を決定し、契約の準備が整ったため、財産の取得について共同調達に参加した市町村教育委員会の一律の対応が必要なことから、本臨時会において議決を求めるものであります。

1、財産の種類は、GIGAスクール情報端末機器一式であります。

2、設置場所は、砂川市立砂川学園であります。

3、契約価格は、4,024万200円であります。

4、契約の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社執行役員北海道事業部長、島津泰氏であります。

なお、次ページには議案第3号参考資料といたしまして契約するGIGAスクール情報端末機器整備に係るタブレット端末本体840台の概要を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、財産の取得について総括質疑をさせていただきます。

まず、設置場所についてでありますけれども、砂川市立砂川学園とあります。開校まで1年となっておりますけれども、なぜ砂川学園なのかについて伺います。

第1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君（登壇） ただいま1点ご質問がございましたので、ご答弁いたします。

今回取得予定の情報端末機器につきましては、北海道公立学校情報機器整備共同調達会議により調達先事業者は既に決定されているところでありますが、各市町村がそれぞれ決定事業者と個別に契約を進めることとなっており、全国で端末更新時期が集中するため、調達の長期化を想定しております。本市においては、令和8年4月の砂川学園の開校も控えていることから、現在校及び砂川学園での重複となる設定や設置を避け、砂川学園での活用開始に向け、準備を進めているところであります。今後は、情報端末機器の納入については12月末を予定しており、端末使用設定や設置据付けを行う事業者を納入前までに決定し、事前に設定等を進め、令和8年3月に動作確認を行いながら4月に使用開始をする予定でございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員　それでは、2回目の質問をさせていただきます。

端末の台数についてなんですけれども、全体で840台ということで結構たくさん数があるかと思うんです。それで、先ほどの説明によりますと12月ぐらいに届いてということでもありますけれども、確認をさせていただきたいんですけれども、12月に届いて、砂川学園は建設途中であります、砂川学園で保管し、その後設置に至るというような流れになるのかについて伺います。

○議長　多比良和伸君　教育次長。

○教育次長　玉川晴久君　砂川学園に納入するかということについてなんです、当然砂川学園もまだできていないということもありますので、まず納入する前に設定する業者を決めます。そちらの業者が決まればそちらに納入をすることになりますが、その業者が機械の設定をしまして、後に校舎ができましたらWi-Fiの設備などの工事が終了後、今度は動作確認などを行って4月開校に向けて使えるようになるというところになっています。

○議長　多比良和伸君　高田浩子議員。

○高田浩子議員　というところで、設置業者が決まって、その設置業者に一旦納入して設定を行ってもらって、Wi-Fi等の準備ができた状態で最終的なことをやるというような流れが分かりました。現在使っているタブレットにおきましてもまだまだ使えるものがあるのではないかと考えるわけなんです。そういった点で、まだ使用できるものはリサイクルするなど、今後取り組んでいっていただきたいと思います。

　　以上です。

○議長　多比良和伸君　小黒弘議員。

○小黒　弘議員　（登壇）　私も財産の取得について質疑を行いたいと思うんですけれども、先ほど提案説明がありましたけれども、小中学校の情報端末機器を840台取得するというようなことなんですけれども、これは共同購入というお話でした。前回はこういう共同購入ではなかったと思ってしまして、これまで砂川市においては競争入札は市内に本店、支店あるいは営業所を有するという要件つきでほとんど行われてきていると思います。今回も4,000万以上の物品の購入ということになるわけなんですけれども、このたび共同購入となった理由、先ほどちょっと触れていたんですけれども、道教委が主導的にこういう動きをしているものなのかということも含めて、理由とまず経過についてをお伺いしたいと思います。

○議長　多比良和伸君　教育次長。

○教育次長　玉川晴久君　（登壇）　ただいまご質問を1点いただきました共同購入になった理由ということでございます。提案でもご説明しましたとおり、今回のGIGAスクール情報端末機器の購入につきましては道内市町村の多くが参加している北海道公立学校情報機器整備共同調達会議において入札により調達先事業者が決定されているものであり、参加市町村は決定された事業者と情報端末機器を調達することになっております。共同調

達による情報端末機器の取得につきましては、全国的に更新が集中することから、危惧される需給逼迫による調達不調の回避、それと情報端末機購入におけるコスト低減、さらに各市町村の事務負担の軽減を図るなどの多くのスケールメリットがありますことから、全国一括で端末機器を調達することとなっております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほど1回目でもお話をしたんですけれども、これまで砂川市はやはり地元企業、事業者を大切にいろいろな物品購入あるいは建築、いろいろなことをやってきたと思うんですよ。今安く買えるとか一括でやったほうが確実に確保できるというような多分お話だったと思うんですけれども、こういうことを国あるいは道がやり始めたら地元の事業者は本当に困ると思うんです。砂川市は、周りがやっているからこれでいいんだというお話みたいには私は今答弁に聞こえたんです。最近電子機器の砂川市でも入札業者さんというのが増えてきています。それは、今後も地元の事業者さんたちが確保できていくという私は一つの表れだと思うわけです。それに対して、道がこうするから砂川市もそうするんだというような考え方が本当にいいのかと私は思うんです。やはり地元の業者さんたちをしっかりと育てていって、その事業者がなくなっていったら砂川市での意味がないわけですよ、本来で言えば。これに限ってこういうことなものなのか、本当に安く入れるのだったら地元を通さないのが一番安いというのは分かりますよね。だけれども、そうじゃないために今までも市内に本店、支店あるいは営業所というのをかなり主な入札要件として入れてきた砂川市じゃないですか。

私は、これは財産の取得のことですから、しっかりと責任者に答えてほしいんです。これが市長になるのか教育長になるのか分からないけれども、これからもこういうことをやるのかということなんですよ。なぜ地元の業者さんを使うことなく、こんな大手の業者さんが一括で持ってくる。仮に、電子機器というのは故障だとか、ちょっと分からないことが出てくるだとか、大きな故障なり小さな故障なりいろいろ出てくるはずなんです。特に子供たちも使うわけですから、そうしたときにそのアフターの関係というのは一体どうするのかということですよ。一々、これは札幌の業者さんですか、札幌の業者さんにただ納めるだけなものなのか。困ったら、すぐ地元だったら飛んできてくれるわけですよ。聞く話によると、例えば札幌からメンテで来てもらうといったら、まず交通費から何からといって、ちょっとした案件だって何万もかかるという話も聞いていますし、やはり地元の事業者を育ててこそ、そういういろいろなメンテナンスなんかも気軽にやってもらえるという、何か自らそういうことを放棄していくような私は今この流れのような気がするんです。

質疑を整理すると、今後もこういうやり方は砂川市はやっていくものなのか。もし何か起こったときにこの納入業者がきちんとやってくれる確証はあるのかないのか。地元事業者をどう考えていくのか。それを2回目にお伺いをいたしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 板垣喬博君 （登壇） このたびの財産の取得、G I G Aスクール情報端末機器の購入につきまして何点か今ご質問がございましたので、ご提案した際の説明であったり、あるいは教育次長からのご答弁申し上げたとおりの経過もございますけれども、私からも補足を含めてご答弁を申し上げたいなと思っています。

小黑議員さんおっしゃっていたように、この間教育委員会に限らず市全体の考え方として、工事、委託、こういった各種事業の実施及び物品を購入等する際には、これは飯澤市長が常日頃から訴えているとおり、市内事業所の安定的な経営であったり、あるいは市内経済の活性化を図るといった観点から当然市内事業者と契約を締結できることが一番理想的だと思っておりますし、その考え方につきましては常に職員一同念頭に置いているというところでございます。一方で、健全な財政運営という視点からは十分に事業内容をきちんと精査をさせていただいた中で、事業実施に当たっては有利な補助金制度であったり、あるいは過疎対策事業債といった充当率及び後年次の交付税算入の高い地方債、こういったものを最大限活用しながら、財政を圧迫しないように努めることによりまして財政の健全化と優先度の高い事業、必要な事業の実施といったバランスが保たれていると思っております。

今回の1人1台の端末の導入につきまして若干詳しく経過を説明させていただきたいと思うんですが、実はこの1人1台の端末の導入につきましては令和元年12月13日閣議決定された補正予算案によって盛り込まれたG I G Aスクール構想、これが国策として推進されてきたものでありまして、令和2年度以降全国の自治体で一斉に導入が進んできたものということであります。しかし、導入に当たっての全国の自治体の不安材料といったものもございまして、これは初めて導入する、砂川市であれば令和2年度なんですけれども、初めて導入する際に係る費用、イニシャルコストの部分ですけれども、こういった部分につきましては国からの補助金もありましたし、導入することは何とか可能であったと、これは全国の自治体共通だと思います。一方で、数年後には必ず今回のように更新時期が到来するということで、更新に係る補助金といったものは今のところ予定はなかったわけです。また、備品の購入につきましては基本的には起債の対象にもならないといったこともございましたので、この辺の費用負担が全て一般財源になるということも想定されるということで、各自治体においては多額な費用負担が更新の際には発生してしまうと。また、全国的に更新時期が重なるもんですから、需要が一気に増すという状況もありますので、令和2年度のときもそうだったんですけれども、端末が調達できる自治体と調達できない自治体といった自治体間のばらつきといったものが更新のときに発生してしまうのではないかとといった懸念材料があったと。

国においてその不安を解消するための具体的な支援として今回創設された仕組みが端末の更新を見据えて都道府県で、国から補助金を出すので、基金を設置して、原則各都道府

県、うちでいけば北海道なんですけれども、北海道は必ず全市町村の参加の下、端末の共同調達を行ってくださいといったような形で義務化されたという経過がございます。国におきましては、この更新に当たっては令和5年11月に国策であるGIGAスクール構想の第2期、これは令和6年度から10年度までの5か年なんですけれども、それを見据えまして1人1台の端末の計画的な更新を行うといった方針を掲げた中で補正予算案で各都道府県に対しまして基金を設置するための予算が計上されたということでもあります。その仕組みにのっとりまして、北海道は北海道及び道内の市町村、170を超える市町村とで北海道公立学校情報機器整備共同調達会議といったものを設置した中で、今回全道一括で端末を調達するという流れになっています。

この共同調達会議という組織に参加して共同調達によって端末を更新した場合には1台当たり5万5,000円を上限に3分の2の補助が受けられるということでもありますし、これはよほど財政に余裕のある自治体、もしくは共同購入しない特殊な事情、これは全国一律のスペックではなくて、より高度な使い方をしたいというような、そういった自治体についてはこのスペックでは満足できなもので、それはより高いスペックのものを単独で買いますと、そういった特殊な事情がない限りは必ずこの会議に参加をして共同購入しないさいと、こういったことになっております。この仕組みを活用することで、このたびの契約価格4,024万200円ですけれども、約2,680万円ほどの補助が得られるという部分、それから補助裏としても起債を借りることも可能性があるということで、一般財源の持ち出しを相当抑えることができるということでもあります。そういった意味で、北海道のこの共同調達会議に参加する多くの市町村が必要とする端末を何万台という単位で一括購入するものですから、スケールメリットによりまして1台当たりの単価も相当抑えられたものになっています。今回は4万7,905円程度ということでもありますので、確実になおかつ端末の調達も可能だというメリットがありますので、今回の件につきましては、実は昨日空知管内の教育長会議も開催された中で多くの自治体の教育長さんからも私はお話を聞くことができたんですけれども、議員さんがご指摘されている市内事業者にお金が落ちないんじゃないかということに関しては、この説明会については令和5年12月と令和6年2月にそれぞれ各自治体に対する説明会が北海道において開催されているんですけれども、その中でも多くの自治体さんから同じような意見が当然出されたということです。そのような状況の中でも、やはり国で今回の支援策として決められた枠組みだということでそこは全員参加をしてくださいというような流れの中で、各自治体さんにおいてもそういった意見はこの間相当訴えたようなんですけれども、そういう決定がなされて今日に至っているというところであります。

これは、私冒頭申し上げましたけれども、市内の事業者の安定的な経営や市内経済の活性化を図る観点からは市内事業者と契約を締結できるのが本当に一番理想的だと思っておりますし、多くの自治体においても同様の考え方、だからいろいろな意見が出たんだと思

っておりますので、このたびのケースにつきましては国において原則各都道府県、これは北海道ですけれども、道内市町村と共に端末の共同調達を行うといったことが義務化されたということでありますので、その辺につきましてはご理解をお願いしたいと思います。また、今回のように契約に縛りがあるですとか、あるいは市内事業所で取扱事業所がない、こういった場合を除き、これまで同様市内事業者との契約を当然基本として考えておりますので、その辺につきましては誤解なきよう併せてお願いをしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 アフターサービスについてはよろしいですか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の教育長のお話でよく分かりました。今回に限ってということがとても大事だと私は思っていて、やはり基本的には地元の事業者、業者さんたちを大事にしていきたいなと思っています。

それで、最後の質問になるんですけれども、先ほど設定業者はこれから決めるというお話もありましたが、こちらは今回納入する業者さんがやるものなのかどうなのかという点をお伺いをいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 設定業者の関係なんですけれども、設定業者につきましては予算的には当初予算で組まれておりまして、今後当然ですけれども、市内の業者を指名競争入札といいますか、そういう手続でやろうということでこちらは考えております。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第2号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 （登壇） 議案第２号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、ページにつきましてはタブレットの左下に表示されているページを御覧願います。２ページを御覧願います。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては８ページ、議案第２号附属説明資料ナンバー１によりご説明いたします。なお、附属説明資料ナンバー１、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第１８条は、公示送達のためであり、インターネットを用いた公示送達に係る定義の規定を追加するものであります。

第１８条の３は、納税証明事項のためであり、公示送達に係る定義の規定の追加に伴う条文整理であります。

第３４条の２は、所得控除のためであり、控除すべき金額に特定親族特別控除額を追加するものであります。

第３６条の２第１項及び第９項は、市民税の申告のためであり、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人市民税申告義務に係る規定の追加及び引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

第３６条の３の２第１項は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の定めであり、給与所得者に係る扶養親族等申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加するものであります。

第３６条の３の３第１項は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の定めであり、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者に係る扶養親族等申告書の提出義務規定及び記載事項に特定親族の氏名を追加するものであります。

第５２条第２項は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第６３条の２第１項は、施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第８２条は、種別割の税率の定めであり、原動機付自転車の種別割の標準税率の区分を見直す改正及び条文整理であります。

第８９条第２項は、種別割の減免の定めであり、原動機付自転車の種別割の標準税率の区分見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の追加及び引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

第９０条は、身体障がい者等に対する種別割の減免の定めであり、運転免許の情報が記

録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時のマイナ免許証の提示に係る規定の追加及び条文整理であります。

第130条の10の3第2項は、特別土地保有税の減免の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第143条第1項から第3項までは、国民健康保険税の課税額の定めであり、課税限度額について、基礎課税額は65万円を66万円に、後期高齢者支援金等課税額は24万円を26万円にする改正及び条文整理であります。

第159条第1項は、国民健康保険税の減額の定めであり、減額後の課税限度額について、基礎課税額は65万円を66万円に、後期高齢者支援金等課税額は24万円を26万円にする改正及び5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乘じるべき金額について、それぞれ29万5,000円を30万5,000円に、54万5,000円を56万円にする改正及び条文整理であります。

課税限度額の改正、軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明いたします。11ページ、附属説明資料ナンバー2を御覧願います。国民健康保険税、医療給付費の課税額比較表であります。改正部分は、表の中段、軽減額の欄、5割軽減、2割軽減の網かけ部分であります。一番右の増減の欄でご説明いたします。5割軽減は4世帯の増、2割軽減は6世帯の増、5割軽減と2割軽減を合わせ10世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が13万8,000円の増となります。限度額については1万円引き上げられ66万円となり、限度額が引き上げられることから、現行限度額を超過していた額が15万円の減となります。軽減の拡充と限度額の引上げによる影響額は、年税額、収入見込額いずれも1万2,000円の増となります。

12ページ、附属説明資料ナンバー3を御覧願います。同じく、後期高齢者支援金の課税額比較表であります。改正部分は、5割軽減と2割軽減、限度額の改正であります。一番右の増減の欄でご説明いたします。5割軽減と2割軽減合わせた影響は、医療給付費と同じ10世帯の増、軽減の拡充による影響額は軽減額が4万2,000円の増となります。限度額については2万円引き上げられ26万円となり、現行限度額を超過していた額が30万円の減となります。軽減の拡充と限度額の引上げによる影響額は、年税額では25万8,000円の増、収入見込額で24万6,000円の増となります。

13ページ、附属説明資料ナンバー4を御覧願います。同じく、介護納付金の課税額比較表であります。改正部分は、5割軽減と2割軽減であります。一番右の増減の欄でご説明いたします。5割軽減と2割軽減合わせた影響は6世帯の増、軽減の拡充による影響額は軽減額が1万8,000円の増となり、年税額では1万8,000円の減、収入見込額で1万7,000円の減となります。

医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を合わせた国民健康保険税全体の影響は、軽減の拡充で19万8,000円の減、限度額引上げで45万円の増、合計で25万2,

000円の増と見込んでおります。

14ページ、附属説明資料ナンバー5を御覧願います。給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の上段の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄には今回の改正で引上げとなった限度額、医療分と支援分を合わせた3万円を記載しております。表の一番左の所得段階区分で所得が104万円の世帯が現行2割軽減から改正後は5割軽減の対象となり、所得が154万9,600円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が740万円以上の世帯では限度額の引上げにより税額が増となります。一番右の備考欄には限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、医療分の限度額の引上げの影響は給与収入で934万4,705円を超える世帯から影響が生じ、年収946万1,177円を超えると一律1万円の増額となり、支援分の限度額の引上げの影響は給与収入で977万3,333円を超える世帯から影響が生じ、年収1,043万6,667円を超えると一律2万円の増額となるものであります。

15ページ、附属説明資料ナンバー6を御覧願います。給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の上段の欄に税率等の比較を記載しており、今回の改正では介護分の限度額改正がなかったことから、軽減の拡充及び医療分と支援分の限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階につきましては附属説明資料ナンバー5と同様であります。

今回の改正では医療分1万円、支援分2万円の引上げとなり、国民健康保険税の限度額は現行106万円から改正後は109万円となります。

国民健康保険税における軽減措置の拡充、限度額の引上げによる影響等の説明は以上であります。

9ページを御覧願います。附則第10条の2第17項から第20項までは、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第10条の3第12項及び第13項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合においても一定の要件に該当すると認められる場合には適用できることとする規定の追加及び項の追加に伴う条文整理であります。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の定めであり、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例規定を追加する改正であります。

附則第21条の3は、都市計画税の法附則第15条第37項の条例で定める割合の定め、附則第21条の4は都市計画税の法附則第15条第38項の条例で定める割合の定め、附則第21条の5は都市計画税の法附則第15条第42項の条例で定める割合の定め、附則第21条の6は改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けよう

とする者がすべき申告の定め、附則第23条は農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

5ページを御覧願います。改正附則についてであります。第1条は、施行期日等であり、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであり、第1号に定める規定は令和8年1月1日から、第2号に定める規定は令和8年4月1日から、第3号に定める規定は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

第2条は、公示送達に関する経過措置であり、改正後の砂川市税条例第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるものであります。

第3条は、市民税に関する経過措置であり、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までは個人の市民税については、なお従前の例によるものであり、申告書についても経過措置を規定するものであります。

第4条は固定資産税に関する経過措置、第5条は軽自動車税に関する経過措置であり、それぞれの改正に関する部分は令和7年度以後の年度分から適用するもので、令和6年度分までは、なお従前の例によるものであります。

第6条は、市たばこ税に関する経過措置であり、令和8年4月1日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこに係るたばこ税については、なお従前の例によるものであり、令和8年4月1日から9月30日までの間に売渡し、消費等が行われた加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、市税条例の規定により換算した紙巻きたばこの本数に0.5を乗じたものと新条例附則の規定により換算した紙巻きたばこの本数に0.5を乗じたものの合計数によるものとするものであります。

第7条は都市計画税に関する経過措置、第8条は国民健康保険税に関する経過措置であり、それぞれの改正に関する部分は令和7年度以後の年度分から適用するもので、令和6年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正等による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 （登壇） 議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,699万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ236億2,499万4,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。

これ以降、議案下部に記載されているページ数に基づきご説明いたします。4ページをお開きいただきたいと存じます。第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債2,690万円を補正し、補正後の限度額を64億1,820万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。10款教育費、6項1目給食センター費で一つ丸、学校給食の実施に要する経費で厨房用ボイラー改修工事費2,699万4,000円は、学校給食センターに設置している設備については平成10年度の開設以来、定期的に点検、修繕を行い、計画的に更新を行っておりますが、平成26年度に更新した厨房用ボイラーについて2基設置しているボイラーのうち1基が本年3月に故障し、修繕できない状況にあるため、現在使用を停止しており、残りの1基についても同時期に更新したものであるため、同様に故障するおそれがあることから、急遽厨房用ボイラー2基を改修するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。

12款分担金及び負担金で3万4,000円の補正は、学校給食事業共同化協定を締結している3町の学校給食事業費負担金であります。

18款繰入金で6万円の補正は、財源調整のため、財政調整基金を繰り入れるものであります。

21款市債で2,690万円の補正は、給食センター整備事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、16ページ、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黑弘議員。

○小黑 弘議員 （登壇） 一般会計予算なんですけれども、今回給食センター費の厨房用ボイラーの改修事業として2,690万円の補正なんですけれども、私がこれから質疑したいのは、先ほど提案説明でもありました。今給食センターは砂川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町で学校給食事業の共同化が行われていて、今回の予算書にも3町の負担金があります。この負担金が奈井江町が1万9,000円、上砂川町が8,000円、浦臼町が7,000円と予算書には書かれております。合計で3万4,000円になるんですけれども、砂川市の給食センターでは2,600万以上の補修費が必要なんですけれども、あまりにも共同化の負担金が少ないんじゃないかなと私は思いまして、こういう工事費に關しての共同化での負担金の算出根拠をお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 （登壇） ただいま共同化の負担金の算出根拠ということでご質問がありましたので、ご答弁したいと思います。

まず、今回のボイラー改修工事に関しましては、積算の内容については改修工事費2,699万4,000円に対して、提案でも申し上げましたけれども、過疎対策事業債を2,690万借りております。そうなりますと差引きで9万4,000円が一般財源となりますので、この9万4,000円をまず負担金として案分しております。それで、今後、過疎対策事業債を借りておりますので、起債の償還が生じたときにその年度に当然交付税は算入されますが、残りの30%部分について交付税が算入されませんので、その部分について後年次に各構成町から負担をいただくというような仕組みになっておりまして、これまでも同様な取扱いとして求めているということでございます。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 ちょっと分からなかったです。9万円は何だったのかという話なんですけれども、今根拠をお話し、まず質疑としては根拠を聞いたんですけれども、何かきちん

とした、例えば一部事務組合なんかだと最初から負担割合は決まっているはずなんです。ですから、工事費や何かにかかった分の例えばこのまちは何%分とかという形が今までだったと思うんですけれども、本当は給食センターもここまでやるならやはり一部組合にきちんとしてしっかりとやるべきだというのは基本的に私は考えていることなんですけれども、古いからどんどん、どんどん、予算ごとに修理代が何千万と上がってきます。しかも、今回の人事を見ていると給食センターは今まで3人でやっていたのが4人になるという、充実させなければいけないという人の振り方だとは思うんですけれども、砂川市はお金がかかっているわけですよ、給食センター。自分のまちの子供たちに食べさせるのならいいんですけれども、今言っていた上砂川、浦臼、奈井江、こちらは維持管理費は何にもかからないで給食を子供たちに食べさせられるのなら一番いいとは思うんです。ただ、先ほど言ったように、人件費も全部砂川市だし、修理代もかなりかかって、もう一回聞きますけれども、2,600万でたかだか3万4,000円の分担金じゃとてもじゃないけれども、やっていられないというのが普通の考え方だと私は思うんですけれども、何となく案分の率というか、一定のルールはありそうなので、先ほどの2,690万円の工事費に対して9万円の3万4,000円というのは全く分からないので、もう一回そこら辺のところを説明していただきながら、分担金のしっかりとしたルールがあるなら、そこをもう一度お話ししたいかと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 まず、分担金のルールということですが、前年の12月1日時点の児童生徒などの全体の給食数、それを基にまず案分率を出しています。例えば今回でいいますと給食数から求めた案分で行きますと砂川が62.83%、上砂川町が8.83%、奈井江町が20.09%、浦臼町が8.25%、これが食数から求めた数値になっておりまして、これは毎年変わるものにはなっております。人件費とか、そういう経費につきましても基本的にはこの案分率を基に負担を求めている形にはなっております。今回予算は上がっていませんけれども、当初予算では各まち結構な金額の負担金を予算化はされているところでございます。

〔「さっき言った9万円の部分」との声あり〕

9万4,000円は、今回工事費が2,699万4,000円に対しまして過疎債が100%充当されますので、その過疎債の2,690万を差し引きますと残り、差引きですね、それが9万4,000円になります。ということで、まずこの9万4,000円については今の割合を基に各町から負担をいただくことになります。先ほど説明しました後年次、起債の償還があるときにその分は他の町からも負担いただくことにはなるんですが、そうすると、参考までに金額なんですけれども、今数万円の負担になっておりますけれども、今回のこの工事に関して総額、各まちが負担する金額としましては砂川市が65万5,300円、奈井江町が20万9,500円、上砂川町が9万2,100円、浦臼

町が86万円、これが起債、利息も起債はつきますので、それも予定で今1.1%で計算させていただいていますが、このような状況になります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 分かりました。ある一定の比率があるということは分かったんですが、ここから見てもやはり組織的には非常にすっきりしていないなと思います、給食センターの在り方ですね。これは、今後一部事務組合なんていうお話というのは全く、あるのかないのかというのを、今の現段階でいいんですが、最後の質問として伺いをいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 今の段階では一部事務組合とか構成する予定はございません。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和7年第2回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時00分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員